

社会資本整備審議会 建築分科会基本制度部会 第8回資料 資料4
建築士制度の見直しの方向性について(素案)についての意見

1. 素案として作成されたものの要旨

専門分野別の建築士制度の導入

20m 以上は一級建築士でないとできない。

構造専門資格を創設して、一級建築士の指示の下に構造計算、図書作成をおこなう。
専門資格者についても図書に記名捺印させる。

建築士の能力維持向上

資格条件を厳しくする。一定期間毎に講習する。消費者に建築士名簿を開示する。

建築士事務所の業務の適正化

管理建築士の要件を規定。下請け関係の適正化。

工事監理業務の適正化

監理の内容を依頼主に説明し、書面で確認する。施工から独立して監理ができる規定。

業務報酬基準の見直し

実態調査をし、意匠、構造、設備の分野毎の標準業務量を示す。

団体による自律的な監督体制の強化

資格者団体と事業者団体を規定する。団体が資格者の登録、登録簿閲覧業務、講習を行う。事業者団体が自立的に業務の適正化を図る。

2. 素案に対する意見

建築士と構造専門資格者を明確に区別し、構造専門資格者は建築士の指示の下に計算書、図書作成を行うとしている。また建築士の資格を厳しくし、建築士業務の適正化を図ろうとしている。

この場合、構造設計の責任はどこに帰着するのか。建築士が指示するのであれば建築士が責任をとるのであり、構造専門資格者には責任は取れない。こんな曖昧な制度は、現在の建築士制度と少しも違いがない。この考えには根本的に現在の建築設計業務の理解に誤りがある。

建築設計は専門毎に非常に高度になり、専門外には理解できなくなっている、従って、安全にかかわる問題を非専門家が専門家に指示できるはずがない。建築士が創設された頃は一人の能力で可能であったが、今や建築家に構造安全性を理解させることは不可能である。

建築技術の進歩をまったく無視した旧来の資格制度の厳格化は、時代の変化を無視したものである。不可能な専門性を要求しても、機能しないどころか現状以上に問題を起こす。

構造偽装問題は、構造設計者が消費者(発注者)と耐震安全性について直接、話し合うところがないところに最大の問題がある。構造設計とは法律どおりに計算書、図書を作成すれば良いと考えているところに本質的な問題がある。

耐震安全性とは他の建築機能と本質的に違う。他の建築機能は日常の使用の中で、すぐその正しさは証明される。しかし耐震安全性は地震が来るまで、証明されない。従って、構造設計者の能力は、簡単には判断できない。ましてや、非専門家が専門家の能力を判断し指示できることなどない。

いままで、まれに建築家と構造設計者の関係は、互いにお互いの不足していることを理解しながら良い建築を設計するため協力してきた。

しかし、商業主義が前面に出てきた物件、建築家が専門家の意見を聞かず、デザインの独自性だけを主張している物件では、構造安全性の優先順位は低く抑えられてきた。構造設計者が建築家の下請け関係にある場合は(殆どがその関係にある)さらに激しい。建築家は限られた予算の中で売り物になるデザインや機能にコストを掛けることを優先し、目に見えない耐震安全性に優先的にコストを掛けることは有り得ない。できるかぎり耐震安全性のコストを削減することを心がける。従って、ごまかしてでも安い構造設計をする人間を優先する。これは人情として当然のことであり、資格を厳しくしても構造設計者が下請け関係にある限り、改善されることはあり得ない。

行政の審査は形骸化し、直接の発注者である、建築家からは安い設計料でローコストだけを求められ、一貫計算プログラムで間違っても答えだけは出てくる世界で、高いモラルを求めることが間違っていた。

しかし、今回の問題が表にでたとき、消費者は耐震安全性を如何に重要視しているかが明確に現れた。また、建築家が耐震安全性を理解できず、専門家任せであることも初めて、明らかになった。

今回の素案は今までの下請け関係を、さらに強化することを図っており、性悪説にもとづき悪しき構造専門家を、資格を厳しくした建築家の下に管轄させようとしている。

真面目に、耐震安全性を高めるために、最新の研究を取り入れ、工夫をし、寝る間もなく厳しい環境で努力している構造設計者を、自立した存在とみず、理解できない建築家に隷属させる関係を固定化、強化する資格制度ができれば、心ある構造設計者は働く意義を失い、金儲けだけのために、決まったプログラムを動かす、耐震安全性でなく、建築家に気に入られることだけを考える人間しか構造設計などしなくなる。

実際、最近では、建築主が直接、構造設計者を決め発注する場合や、構造設計者が設計全体を受注し、建築家にデザインを発注する形も現れている。今回の素案はこれらの、技術の進歩に応じた新しい、設計発注形態を断ち切るものであり、時代に逆行するものとはか思えない。

今回の改正は、すべての建築において耐震安全性を確実に守れる体制を作り、消費者を安心させることが目的ではなかったか。

そのためには、直接的に構造設計者の責任をこそ厳しく問い、消費者に直接、耐震安全性を説明し、保証するシステムでなければならない。構造設計者の存在と独立が認められた世界があって始めて、自覚があり、責任を意識し、高いモラルが確立できる。世の中に、見えない存在である限り、根本的な解決はあり得ない。

構造設計者が高いモラルで設計に従事すれば、審査機関や判定機関などに、多大な費用と人的資源を無駄遣いする必要はなくなる。

実際、判定に従事する専門家を設計者とは別に必要とすることは、構造設計者の生産能力を著しく低め、わが国、建築生産の高コスト体質をさらに高めることになる。

地震国日本で、耐震性の高い建築物を確保することが、いかに大事であるかは自明のことである。今まで、高度な耐震設計技術を、非専門家の建築家ができると考えていた、時代錯誤が、今回の問題を引き起こした真の原因である。今回、この時代錯誤したシステムを変えることが急務の方策である。

日本の若者の理科系ばなれが目立つなかで、今回の改革を過てば、構造設計を志す人間がいなくなり、わが国、耐震技術の将来はなくなると考える。

JSCA は構造設計 100 年の大計のためにこの改革を正しいものにしなければならない。あらゆる情報網をつうじて我々の意見を大きな声にする必要がある。とにかく国土交通省 HP へ JSCA 会員が大量に意見を挙げるように、指示していただきたい。

(記：角 彰 2006.07.14)